

## 【日本小児精神神経学会認定医の規則と細則】

### 日本小児精神神経学会 認定医制度 規則

#### 序文(認定医制度設立の趣旨)

日本小児精神神経学会(以下、本学会)は、平成17年度に実施された「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の報告を受け、専門的な小児精神神経学の診療が可能な医師の養成について、検討を重ねてきた。

「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」では、子どもの心の診療医をレベル1(一般の小児科医・精神科医)、レベル2(子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医)、レベル3(子どもの心の診療に専門的に携わる医師)に分類し、それぞれが担う対象について概要が示された。

本学会ではこれに準じて認定医に関する討論を行い、学会員の小児精神神経学診療技術の向上と、多職種との協力関係によりレベル2および3に相当する高い専門的水準を有する医師養成を目的として、認定医制度を発足することとなった。子どもの心の診療では、臨床心理、リハビリテーション、教育、保健、福祉などの協力により、子どもの疾病の治療だけでなく、その家族全体に包括的医療を提供できることが重要であり、本学会認定医にはその中心的役割を担うことが求められる。

医師会員の一人でも多くが認定医の取得をされ、わが国において圧倒的な不足が続いている子どもの心の診療医として活躍の場を拡げることが出来るよう、会員の皆様のご理解とご協力を願うものである。

#### 第1条(目的)

本規則は、小児精神神経学における専門的な学識と技能、並びに倫理を有する認定医の資格を定め、子どもの心の診療医を社会に提供することを目的とする。

#### 第2条(認定医の定義)

日本小児精神神経学会認定医とは、小児精神神経学に関する専門的知識と豊かな臨床経験を有する子どもの心の診療医であると本学会によって認定された医師である。

#### 第3条(認定医の資格)

認定医の資格を取得するためには、以下の要件を満たすことが必要となる。

- 1) 医師免許証取得から5年以上経過した医師であること
- 2) 本学会の会員歴が5年以上であること
- 3) 所定の認定医申請手続きを行い、認定医・専門医委員会の審査に合格すること

#### 第4条(認定医の有効期間と更新)

認定医の有効期間は5年とする。認定医の継続を希望する場合は、認定医の有効期間末日以前の2か月前または8か月前の1月に所定の更新手続きを行わなければならない。但し、有効期間末日が満70歳以上となる場合にはこの限りではない。

#### 第5条(認定医の資格喪失と取り消し)

認定医は、以下のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1) 所定の期間に認定医資格の更新手続きを行わないとき
- 2) 認定医を辞退したとき
- 3) 本学会会員資格を喪失したとき
- 4) 認定医としてふさわしくない行為があったと認定医・専門医委員会が判定し、認定医資格を取り消すことを決定したとき

#### 第6条(認定結果の公示)

日本小児精神神経学会認定医として認定された者は、本学会の機関誌「小児の精神と神経」とホームページに公示される。

## 第7条(施行細則の制定)

本規則に定める条項とは別に、日本小児精神神経学会認定医制度施行細則を定める。

## 第8条(規則の変更)

本規則を変更する場合には、理事会の審議を経て、代議員総会の承認を得ることが必要である。

- 1) 本規則は、2010年7月1日から施行する。
- 2) 認定医審査委員会を認定医委員会に改称し、本規則の一部を修正した。  
(平成22年11月21日総会決議)
- 3) 本規則の一部を改訂した。  
(平成26年11月9日 代議員会決議)
- 4) 本規則の一部を改訂した。  
(平成27年6月28日 代議員会決議)
- 5) 本規則の一部を改訂した。  
(平成28年11月13日 代議員会決議)
- 6) 認定医委員会を認定医・専門医委員会に改称し、本規則の一部を改訂した。  
(令和元年6月30日 代議員会決議)
- 7) 本規則の一部を改訂した。  
(令和2年6月27日 代議員会決議)

## 日本小児精神神経学会 認定医制度 施行細則

### 第1条(認定医・専門医委員会)

日本小児精神神経学会認定医の認定と、それに関する業務、ならびに、子どものこころ専門医制度に関して本学会が担う業務を遂行するために認定医・専門医委員会を設置する。

- 1) 理事会は認定医・専門医委員会の委員長を役員の中から委嘱する。
- 2) 委員長は会員から委員を選び、常務理事会の承認を得る。
- 3) 委員会は若干名の委員により構成される。
- 4) 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

### 第2条(認定医・専門医委員の任期)

委員の任期は2年間とする。再任は妨げない。委員長の任期は3期6年間までとする。

### 第3条(認定医審査)

認定医の審査に際しては子どもの心の診療における能力を重視する。審査は毎年1月に受け入れる。審査料は2万円とする。審査結果は文書にて本人に通知される。以下の要件に従って申請書類を提出し、適否の審査を受けなければならない。

- 1) 医師免許証の写し
- 2) 医師の勤務歴、診療歴の提出(書式1-①②)
- 3) 小児精神神経学領域の診療を実施した患者10例の一覧表(書式2)
- 4) 小児精神神経学領域の診療を行った患者3例における詳細記述(書式3による)を提出し、認定医・専門医委員会の審査に合格する

### 第4条(更新手続)

認定医は5年毎に委員会による再認定の審査を受けなければ、原則として認定医資格は更新されない。再認定審査料は2万円とする。認定医の資格更新には、該当する認定期間中に本学会へ4回以上出席し、かつ、以下のいずれかの方法の合計により、15点以上を取得することが必要となる。(註1)

- 1) 本学会または本学会が認定する関連学会への出席
  - \*○ 本学会への出席 2点
  - \* 本学会の研修セミナー受講後のレポート提出 2点
  - \* 本学会が認定する関連学会もしくは研修会への出席 1点
- 2) 本学会または本学会が認定する関連学会における演題発表
  - \* 本学会における演題発表(筆頭者) 3点
  - \* 本学会における演題発表(連名者) 1点
  - \* 本学会が認定する関連学会における発表(筆頭者) 1点
- 3) 本学会機関誌または子どもの心の診療に関連する雑誌等における論文発表
  - \* 本学会機関誌における論文発表(筆頭者) 5点
  - \* 本学会機関誌における論文発表(連名者) 2点
  - \* 子どもの心の診療に関連する雑誌等(筆頭者) 3点
  - \* 子どもの心の診療に関連する雑誌等(連名者) 1点
- 4) その他のポイント対象
  - \* 過去5年間に診療した小児精神神経領域の患者の詳細記述 2点(註2)

#### 第5条(施行細則の変更)

本施行細則の変更は、理事会の承認を得ることが必要となる。

#### 附則

- 1) 本施行細則は、2010年7月1日から施行する。
- 2) 当面の間、本学会認定医制度における更新単位の対象とする関連学会は、日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児神経学会、日本小児心身医学会、日本児童青年精神医学会、日本思春期青年期精神医学会、日本乳幼児医学・心理学会、日本精神神経学会、日本心身医学会、日本トラウマティック・ストレス学会、日本AD/HD学会、日本子ども虐待防止学会、日本DCD学会とする。
- 3) 本施行細則の附則部分の変更は、認定医・専門医委員会で決定する。
- 4) 認定医審査委員会を認定医委員会に改称し、施行細則の一部を修正した。  
(平成22年11月14日総会決議)
- 5) 本施行細則の一部を改訂した。  
(平成26年11月9日理事会決議)
- 6) 本施行細則の一部を改訂した。  
(平成27年10月4日理事会決議)
- 7) 認定医委員会を認定医・専門医委員会に改称し、施行細則の一部を改訂した。  
(令和元年6月30日理事会決議)
- 8) 附則の一部を変更した。  
(令和2年2月3日常務理事会決議)
- 9) 細則の一部を改訂した。  
(令和2年6月26日理事会決議)
- 10) 附則の一部を変更した。  
(令和4年6月11日理事会決議)

註1: 2021年1月以降に始まる認定期間の場合に、次回の認定医資格更新に「該当する認定期間中に本学会へ4回以上出席」が必要となる。

註2: 認定医・専門医委員会での審査で認められた場合に、1例毎に2点を取得できる。